

青 警 本 広 第 1 6 8 号
平 成 2 7 年 2 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察広報活動の運用に関する訓令の制定について

この度、青森県警察広報活動の運用に関する訓令（平成21年3月青森県警察本部訓令第3号。以下「旧訓令」という。）の全部を改正し、別添のとおり、青森県警察広報活動の運用に関する訓令（平成27年2月青森県警察本部訓令第2号。以下「広報訓令」という。）を制定したが、改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上遺漏なきを期されたい。

なお、旧訓令は、広報訓令の施行をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

警察が行う広報活動は、事件・事故の発生、被疑者の検挙、警察が行う活動・施策の紹介その他公共の安全と秩序の維持に資する事項について、県警察に対する県民の理解と協力が得られるよう、積極的に実施しているところである。

その実施に当たっては、個人情報保護、捜査における秘匿性の保持、社会的影響その他関連事項を総合的に判断し、広報活動に伴って生じる公益が同活動によって生じる損害、不利益を上回ることが求められるとともに、県民に対して正確に広報活動の内容を知らせるためには、県民の情報入手先である報道機関と警察の円滑な連絡・調整機能を発揮することが必要である。

これらのことから旧訓令を見直し、一層適正かつ効果的な広報活動が実施されるよう、広報活動の体制、広報担当者等の責務、青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令第1号。以下「当直規程」という。）第3条に規定する宿直勤務及び日直勤務における報道機関との対応要領その他広報活動に関して必要な事項を定めたものである。

2 主な内容

(1) 用語の定義を整理（広報訓令第2条関係）

広報活動における公表、報道発表、取材対応及び報道対応について、次のとおり定めた。

ア 公表

県警察が報道機関に対して行う一切の情報提供をいう。

イ 報道発表

報道機関に対して公表の場面を設定し、各社一律に公表することをいう。

ウ 取材対応

個別の記者からの具体的質問に対する対応をいう。

エ 報道対応

公表及び報道発表から取材対応に至る過程をいう。

(2) 広報活動の種別を分類（広報訓令第3条関係）

広報活動の種別を事件・事故広報、危機管理広報及び積極広報に分類し、次のとおり定めた。

ア 事件・事故広報

事件・事故の発生、被疑者の検挙その他事件・事故に関する広報をいう。

イ 危機管理広報

災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報並びに県警察職員の規律違反（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）及び県警察の各種活動（以下「警察活動」という。）における不適切な取扱いに関する広報をいう。

ウ 積極広報

県警察における公共の安全の維持に資する施策の周知、警察活動の紹介その他県警察に対する県民の理解と協力の確保に関する広報をいう。

(3) 広報活動の体制を整備（広報訓令第6条、第7条、第8条及び第12条関係）

広報活動の体制について、次のとおり定めた。

ア 広報活動担当者

各所属の次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長を広報活動担当者とし、所属長の指揮を受け、報道対応に当たることとした。

イ 広報活動補助者

広報活動担当者の補佐及び広報活動担当者に事故のあるときの業務を代行する者として、各所属の警部以上の階級にある警察官及び主幹以上の職にある一般職員の中から所属長が指名する者を広報活動補助者として置くことができることとした。

ウ 当直勤務中における報道対応

当直規程第5条第2項に規定する当直責任者は、宿直勤務時及び日直勤務時における報道対応を行うこととし、当直責任者が必要と認めるときは、当直規程第5条第2項に規定する副当直責任者が当直責任者の指揮を受け、宿直勤務時及び日直勤務時における報道対応を行うこととした。

エ 危機管理広報の体制

危機管理広報のうち、災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報を行うときは、当該危機管理広報を実施する所属に広報班を置くこととした。

3 施行月日

平成27年4月1日から施行することとする。

青森県警察本部訓令第2号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察広報活動の運用に関する訓令を次のように定める。

平成27年2月12日

青森県警察本部長 山本和毅

青森県警察広報活動の運用に関する訓令

青森県警察広報活動の運用に関する訓令（平成21年3月青森県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、青森県警察（以下「県警察」という。）における広報に関する活動（以下「広報活動」という。）について必要な事項を定め、もって、適正かつ効果的な広報活動を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公表 県警察が報道機関に対して行う一切の情報提供をいう。
- (2) 報道発表 報道機関に対して公表の場面を設定し、各社一律に公表することをいう。
- (3) 取材対応 個別の記者からの具体的質問に対する対応をいう。
- (4) 報道対応 公表及び報道発表から取材対応に至る過程をいう。

（広報活動の種別）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる広報活動の種別は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事件・事故広報 事件・事故の発生、被疑者の検挙その他事件・事故に関する

広報をいう。

(2) 危機管理広報 災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報並びに県警察職員の規律違反（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）及び県警察の各種活動（以下「警察活動」という。）における不適切な取扱いに関する広報をいう。

(3) 積極広報 県警察における公共の安全の維持に資する施策の周知、警察活動の紹介その他県警察に対する県民の理解と協力の確保に関する広報をいう。

（基本的な心構え）

第4条 広報活動を行うに当たっては、当該活動が適正かつ効果的に行われるよう、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 取材対応は、公表できる事項及び公表できない事項並びに公表できない事項に関してはその理由について検討し、組織的に対応すること。

(2) 事件・事故広報及び危機管理広報は、公表によって得られる利益と公表によって損なわれる利益を比較した上で、報道発表を判断すること。

(3) 積極広報は、県警察に対する県民の理解と協力が得られるよう、広報活動の手段及び時機を検討した上で、効果的かつ効率的な報道発表を行うこと。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、広報活動の積極的かつ効果的な推進に努めなければならない。

（広報活動担当者）

第6条 各所属に広報活動担当者を置く。

2 広報活動担当者は、次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長をもって充てる。

3 広報活動担当者は、所属長の指揮を受け、報道対応の責に任ずるものとする。

4 広報活動担当者は、前項の業務を適正かつ円滑に行うため、広報課、広報活動に係る事案を所管する所属（以下「事案所管所属」という。）その他の関係所属と緊密に連携しなければならない。

(広報活動補助者)

第7条 各所属に広報活動補助者を置くことができる。

2 広報活動補助者は、各所属の警部以上の階級にある警察官及び主幹以上の職にある一般職員の中から所属長が指名する者をもって充てる。

3 広報活動補助者は、広報活動担当者を補佐するとともに、広報活動担当者に事故のあるときは、その業務を代行する。

(当直勤務中における報道対応)

第8条 当直責任者（青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号。以下「当直規程」という。）第5条第2項に規定する当直責任者をいう。）は、宿直勤務時及び日直勤務時（当直規程第3条に規定する宿直勤務及び日直勤務の時間帯をいう。以下同じ。）における報道対応を行うものとする。ただし、当直責任者が必要と認めるときは、副当直責任者（当直規程第5条第2項に規定する副当直責任者をいう。）が報道対応を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、報道対応に係る事案の重大性、複雑性、反響の軽重を勘案し、所属長が必要と認めるときは、広報活動担当者又は広報活動補助者が宿直勤務時及び日直勤務時における報道対応を行うものとする。

(広報課長の事務)

第9条 広報課長は、広報活動について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 個別の広報活動における事案所管所属その他の関係所属との連絡及び調整
- (2) 広報活動に関する企画、調査その他必要な事務

(広報連絡会議)

第10条 広報課長は、前項の事務を行うため、随時、広報連絡会議を開催するものとする。

2 広報連絡会議は、広報課長、警務部理事官、各部（総務室を含む。）管理官その他広報課長が必要と認める者をもって構成する。

(積極広報の計画的推進)

第 1 1 条 広報課長は、効果的かつ効率的な積極広報を推進するため、各所属長と調整して年間の重点広報計画を策定するものとする。

(危機管理広報の体制)

第 1 2 条 危機管理広報のうち、災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報を行うときは、当該危機管理広報を実施する所属（以下「当該所属」という。）に広報班を置くものとする。

2 広報班は、広報課員、当該所属の広報活動担当者及び広報活動補助者をもって編成する。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

青森県警察広報活動の運用に関する訓令 新旧対照

新（平成27年2月青森県警察本部訓令第2号）	旧（平成21年3月青森県警察本部訓令第3号）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、青森県警察（以下「県警察」という。）における広報に関する活動（以下「広報活動」という。）について必要な事項を定め、もって、適正かつ効果的な広報活動を推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 公表 県警察が報道機関に対して行う一切の情報提供をいう。</p> <p>(2) 報道発表 報道機関に対して公表の場面を設定し、各社一律に公表することをいう。</p> <p>(3) 取材対応 個別の記者からの具体的質問に対する対応をいう。</p> <p>(4) 報道対応 公表及び報道発表から取材対応に至る過程をいう。</p> <p>（広報活動の種別）</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる広報活動の種別は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 事件・事故広報 事件・事故の発生、被疑者の検挙その他事件・事故に関する広報をいう。</p> <p>(2) 危機管理広報 災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報並びに県警察職員の規律違反（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）及び県警察の各種活動（以下「警察活動」という。）における不適切な取扱いに関する広報をいう。</p> <p>(3) 積極広報 県警察における公共の安全の維持に資する施策の周知、警察活動の紹介その他県警察に対する県民の理解と協力の確保に関する広報をいう。</p> <p>（基本的な心構え）</p> <p>第4条 広報活動を行うに当たっては、当該活動が適正かつ効果的に行われるよう、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 取材対応は、公表できる事項及び公表できない事項並びに公表できない事項に関してはその理由について検討し、組織的に対応すること。</p> <p>(2) 事件・事故広報及び危機管理広報は、公表によって得られる利益と公表によって損なわれる利益を比較した上で、報道発表を判断すること。</p> <p>(3) 積極広報は、県警察に対する県民の理解と協力が得られるよう、広報活動の手段及び時機を検討した上で、効果的かつ効率的な報道発表を行うこと。</p> <p>（所属長の責務）</p> <p>第5条 所属長は、広報活動の積極的かつ効果的な推進に努めなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、青森県警察（以下「県警察」という。）における広報活動を効果的かつ効率的に運営するために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（基本姿勢）</p> <p>第2条 広報活動は、県警察の運営の方針、施策、活動実態等を県民にわかりやすく伝えることにより、県警察に対する県民の理解と協力を得るとともに、県警察に対する県民の意見、要望等を聴き、警察運営に反映することを基本として行うものとする。</p> <p>（職員の心構え）</p> <p>第3条 青森県警察職員は、個々の職員が警察広報の実践者であることを自覚し、職務執行に当たっては、あらゆる警察活動に広報活動を一体化して取り入れるとともに、当該警察活動の主管部門と広報部門が連携し、各種広報媒体、行事等を積極的、多角的に活用して、時宜を失することなく、かつ、県民が理解しやすい内容、方法により、広報活動の推進に努めなければならない。</p> <p>（広報業務）</p> <p>第4条 広報業務とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県警察の運営方針及び活動状況の広報並びに意見、要望の把握に関すること。</p> <p>(2) 報道機関、官公庁その他諸団体（以下「報道機関等」という。）との広報連絡に関すること。</p> <p>(3) 広報活動に必要な企画、調査及び提供に関すること。</p> <p>(4) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。</p> <p>(5) 警察施設の見学に関すること。</p> <p>(6) その他広報活動に関すること。</p> <p>（広報課長の任務）</p> <p>第5条 県警察本部広報課長（以下、単に「広報課長」という。）は、県警察の広報活動全般について統括するものとする。</p> <p>2 広報課長は、広報活動に係る企画、調査及び指導に当たるほか、報道機関等への対応の責任者として、その任に当たるものとする。</p>

(広報活動担当者)

第6条 各所属に広報活動担当者を置く。

- 2 広報活動担当者は、次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長をもって充てる。
- 3 広報活動担当者は、所属長の指揮を受け、報道対応の責に任ずるものとする。
- 4 広報活動担当者は、前項の業務を適正かつ円滑に行うため、広報課、広報活動に係る事案を所管する所属（以下「事案所管所属」という。）その他の関係所属と緊密に連携しなければならない。

(広報活動補助者)

第7条 各所属に広報活動補助者を置くことができる。

- 2 広報活動補助者は、各所属の警部以上の階級にある警察官及び主幹以上の職にある一般職員の中から所属長が指名する者をもって充てる。
- 3 広報活動補助者は、広報活動担当者を補佐するとともに、広報活動担当者に事故のあるときは、その業務を代行する。

(当直勤務中における報道対応)

第8条 当直責任者（青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号。以下「当直規程」という。）第5条第2項に規定する当直責任者をいう。）は、宿直勤務時及び日直勤務時（当直規程第3条に規定する宿直勤務及び日直勤務の時間帯をいう。以下同じ。）における報道対応を行うものとする。ただし、当直責任者が必要と認めるときは、副当直責任者（当直規程第5条第2項に規定する副当直責任者をいう。）が報道対応を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、報道対応に係る事案の重大性、複雑性、反響の軽重を勘案し、所属長が必要と認めるときは、広報活動担当者又は広報活動補助者が宿直勤務時及び日直勤務時における報道対応を行うものとする。

(広報課長の事務)

第9条 広報課長は、広報活動について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 個別の広報活動における事案所管所属その他の関係所属との連絡及び調整
- (2) 広報活動に関する企画、調査その他必要な事務

(広報連絡会議)

第10条 広報課長は、前項の事務を行うため、随時、広報連絡会議を開催するものとする。

- 2 広報連絡会議は、広報課長、警務部理事官、各部（総務室を含む。）管理官その他広報課長が必要と認める者をもって構成する。

(積極広報の計画的推進)

第11条 広報課長は、効果的かつ効率的な積極広報を推進するため、各所属長と調整して年間の重点広報計画を策定するものとする。

(危機管理広報の体制)

第12条 危機管理広報のうち、災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報を行うときは、当該危機管理

(広報連絡会議)

第6条 広報課長は、広報業務を効果的に推進するため、定期又は随時に、広報連絡会議を開催するものとする。

- 2 広報連絡会議は、広報課長、理事官、管理官及び広報官で構成するものとする。
- 3 広報課長は、必要と認める者を広報連絡会議へ出席させることができる。

(所属長の責務)

第7条 県警察本部の課長、隊長、所長及び警察学校校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、広報活動の積極的かつ効果的な推進に努めるとともに、常に社会情勢に適応するよう配慮しなければならない。

(広報連絡担当者)

第8条 県警察本部の課、隊、所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に広報連絡担当者を置くものとする。

- 2 広報連絡担当者は、次長等とする。
- 3 広報連絡担当者は、所属長の命を受け、報道機関等への対応に当たるほか、所属における広報活動に関する企画、連絡及び調整に当たるとともに、適切な報道が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(広報連絡員)

第9条 所属長は、広報連絡担当者の行う業務を補助させるため、広報連絡員を選任しなければならない。

(緊密な連絡の保持)

第10条 所属長は、広報事務を円滑に実施するため、相互に緊密な連携を保持しなければならない。

(雑則)

第11条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

広報を実施する所属（以下「当該所属」という。）
に広報班を置くものとする。

- 2 広報班は、広報課員、当該所属の広報活動担当者及び広報活動補助者をもって編成する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 青森県警察広報活動実施要綱（昭和30年8月青森県警察本部訓令甲第15号）は、廃止する。